

沖縄総合事務局競争参加者選定要領

第1章 総則

(通則)

第1条 沖縄総合事務局における工事、測量等(測量、航空測量、土木建築に係るコンサルタント及び地質調査をいう。以下同じ。)の契約に関し、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)第72条第1項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格、令第95条第1項に規定する指名競争に参加する者に必要な資格、令第96条第1項に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。・)第8条第1項に規定する資格その他競争参加者の選定のために必要な事項は、別段の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、物品等(製造、購入その他をいう。以下同じ。)に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の資格の審査及び有資格者名簿の作成に関しては、内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年内閣府訓令第38号)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「局長」とは、沖縄総合事務局長を、「契約担当官等」とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。

(一般競争に参加する者に必要な資格等の公示)

第3条 局長は、令第72条第4項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格について、その基本となるべき事項並びに同条第2項に規定する申請の時期及び方法等については、必要の都度公示するものとする。

(一般競争参加資格)

第4条 令第72条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次に掲げる契約の種類ごとに定めるものとする。

- (1) 工事契約(建設工事、港湾・空港工事及び農林工事契約をいう。以下同じ。)
- (2) 測量等契約

(一般競争参加資格審査の実施)

第5条 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(申請の時期)

第6条 令第72条第2項(令第95条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請の時期は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 定期の一般競争参加資格審査にあつては、局長が定める期間
- (2) 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

(資格の審査)

第7条 資格の審査は、契約の種類及び別表に定める工事種別又は業種区分ごとに、発注の基準となる予定価格の金額に応じて等級別に格付して行うものとする。ただし、競争に参加する者の数が少ない区分については、等級別の格付を行わないことができる。

(有資格者)

第8条 前条の規定により等級別に格付された者及び前条但書の規定が適用された者を有資格者とする。

(有資格者とししない者)

第9条 局長は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を有資格者とすることができない。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者(以下「道路清掃作業参加者等」という。)については、(1)から(4)まで及び(7)に掲げる者を有資格者とすることができない。

- (1) 令第70条に該当する者
- (2) 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者の

- うち、その期間を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（内閣府所管契約事務取扱細則（平成13年内閣府訓令第38号）第7条及び国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号）第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。））にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が第6条第1号の局長が定める期間の末日の1年7月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。）を受けていない者。（工事に係る契約に関する資格に限る。）
 - (6) 測量等にあつては、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
 - (7) 共同企業体で、その構成員に前各号（道路清掃作業参加者等については、(1)から(4)まで）に該当する者を含むもの

（有資格者としなないことができる者）

第10条 削除

（審査会）

- 第11条 局長は、工事契約及び測量等契約の競争参加資格の予備審査を行うため競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の会長は、局長を持って充て、審査員は次長、総務部長、財務部長、農林水産部長、開発建設部長及び局長の指名した者とする。
 - 3 審査会は、2年に1回定期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、随時に開催することができる。

（有資格者名簿）

- 第12条 令第72条第3項（令第95条第2項において準用する場合を含む。）に規定する名簿（様式1）（以下「有資格者名簿」という。）は、契約の種類ごとに作成するものとする。

（資格審査の結果の通知）

- 第13条 契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第4条に定める資格審査の結果の通知は競争参加資格認定通知書（様式2）により行うものとする。

（資格の有効期間）

- 第14条 第8条の規定に基づく有資格者の資格の有効期間は、当該競争参加資格が認定された時から次期の定期の競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

（変更等の届出）

- 第15条 局長は、競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）又は有資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に速やかに、その旨を届出させるものとする。
- (1) 死亡したときは、その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
 - (5) 廃業したときは、本人又はその役員
- 2 局長は、申請者又は有資格者（共同企業体である者を除く。）が第9条第1号に該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格者がその構成員に第9条第1号に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。
- 3 局長は、有資格者に第13条の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）（様式3）によりその旨を届出させるものとする。
- (1) 住所、電話番号及びファクシミリ番号
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名

- (4) 営業所等(沖縄県を管轄する営業所等に限る。一般社団法人及び一般財団法人にあっては、事務所)の名称、所在地、電話番号及びファクシミリ番号(営業所等の新設又は廃業の場合を含む)。
- (5) 工事にあっては、本店又は営業所等の建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号
- (6) 工事にあっては、資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項
- (7) 測量等にあっては、資格審査申請書に記載した登録を受けている事業
- (8) 測量等にあっては、業務に係る登録の有無及び希望業務

4 局長は、前項の届出があったときは、その内容を関係の契約担当官等に通知するものとする。

(資格の取消し等)

第16条 契約担当官等は、有資格者が第9条各号の一に該当すると認めるときは、直ちに局長に報告するものとする。

- 2 局長は、有資格者から前条第1項の届出があったとき又はその事実が判明したとき若しくは有資格者が第9条各号の一に該当することとなったときは、直ちに当該有資格者の資格を取り消すものとする。
- 3 局長は、前項の規定に基づき当該有資格者の資格を取り消したときは、資格取消通知書(様式4)により前条第1項各号の一に掲げる者又は当該有資格者に通知するとともに、その旨を関係の契約担当官等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第17条 競争参加者の資格審査を所掌する職員は、当該審査において知ることができた事項については、これを他に漏らしてはならない。

第2章 一般競争契約

第1節 総則

(一般競争参加者の資格)

第18条 契約担当官等は、一般競争契約に付する場合においては、原則として、契約の種類ごとに格付された有資格者を参加させて行うものとする。

第2節 工事契約

(申請に必要な書類等)

第19条 局長は、申請者に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(以下本節において「資格審査申請書」という。)(様式5)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 申請者が、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表(様式6))
- (2) 業態調書(様式7)
- (3) 営業所一覧表(様式8)
- (4) 競争参加申請者が共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書(様式9)
- (5) 申請者が共同企業体であって、第20条第3項第1号に規定する客観的事項(以下、単に「客観的事項」という。)及び第20条第3項第2号に規定する主観的事項(以下、単に「主観的事項」という。)について算定した点数の調整を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
- (6) 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日(定期の一般競争資格審査を認定する年の前年の10月1日をいう。以下同じ。)の前日までの期間が24箇月以上の協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)による協業組合をいう。以下同じ。)又は企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による企業組合をいう。以下同じ。)であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
- (7) 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面

- (8) 納税証明書の写し(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類(以下第23条において同じ。)

- (9) 総合評定値通知書の写し(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類)

- 3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから、資格審査申請用データを作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第8号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出させるものとする。)

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第8号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

- 4 申請者が共同企業体であるときは、第2項に掲げる書類を構成員ごとに提出させるものとする。ただし、構成員のうち一般競争参加資格審査の申請をしたことがある者については、当該構成員に係る書類は提出させることを要しないものとする。

- 5 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者であって建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はこれの写しを提出させるものとする。

(建設工事の等級の格付)

第20条 建設工事に係る競争参加申請者の等級の格付は、希望工事種別ごとに総合審査数値の高点順(同点の場合は、年間平均完成工事高の順)に配列し、等級区分を設けている工事種別については、当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して行い、等級区分を設けていない工事種別においては、当該工事種別に順位を付して行う。なお、等級区分を設けている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事においては、別に沖縄総合事務局長が定める沖縄総合事務局競争参加者資格審査数値算定方針(平成元年2月1日付け総会計第255号)第3の規定に基づき計算した技術評価点数が0点の者は、最下位等級とする。

- 2 前項の等級別発注件数分布率は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して定めるものとする。

- 3 第1項の総合審査数値は、次の各号に掲げる事項(道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目)について、別に定める審査数値によって算定する。

(1) 客観的事項

イ 一般競争参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査(告示により審査が行われたものに限る。)の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は3年の各営業年度の希望工事種別(当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとの年間平均完成工事高

ロ 客観的事項の審査基準日(告示第一の一の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。)において建設業に従事する職員で告示第一の三の1(一)から(六)までに掲げる者(以下「技術職員」とい

う。)の希望工事種別ごとの数(ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。)

ハ 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

(2) 主観的事項

イ 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における沖縄総合事務局又は国土交通省(地方整備局又は大臣官房官庁営繕部)発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績(技術的難易度を勘案したものの。)

ロ 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における沖縄県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

4 総合審査数値の算定は、前項第1号イの審査数値をA、同号ロ及びハの審査数値をB、同号ニの告示第一の一の2及び3に規定する項目の審査数値をC、同号ニの告示第一の二に規定する項目の審査数値をD、同号ニの告示第一の四に規定する項目の審査数値の合計をE、同項第2号の審査数値をFとして次の算式によるものとする。

$$(0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E) + F$$

(港湾・空港工事の等級の格付)

第21条 港湾・空港工事に係る競争参加資格者の等級の格付は、希望工事種別ごとの総合審査数値によって別に定めるところにより等級を付して行う。

2 前項の総合審査数値は、次の各号に掲げる事項について、別に定める審査数値によって算定する。

(1) 前条第3項第1号に規定する客観的事項

(2) 主観的事項

イ 定期の一般競争資格審査を認定する年の前年の12月1日における港湾工事に保有船舶の能力

ロ 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における沖縄総合事務局又は国土交通省(地方整備局)発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績等

ハ 主観的事項の審査基準日の前日までの専門技術者数、新技術の開発実績等

3 前条第4項の規定は、有資格者の総合審査数値の算定について準用する。ただし、Fの審査数値は、前項第2号を適用するものとする。

(農林工事の等級の格付)

第22条 農林工事に係る競争参加申請者の等級の格付は、希望工事種別ごとの総合審査数値によって別に定めるところにより等級を付して行う。

2 前項の総合審査数値は、次の各号に掲げる事項について、別に定める審査数値によって算定する。

(1) 第20条第3項第1号に規定する客観的事項

(2) 主観的事項

イ 主観的事項の審査基準日における専門技術者数

ロ 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における沖縄総合事務局発注工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

3 第20条第4項の規定は、有資格者の総合審査数値の算定について準用する。ただし、Fの審査数値は前項第2号を適用するものとする。

第3節 測量等契約

(申請に必要な書類)

第23条 局長は、測量等契約における申請者に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(以下本節において「資格審査申請書」という。)(様式10)を提出させるものとする。

2 前項の資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 業態調書(様式11)

(2) 営業所一覧表(様式12)

(3) 技術者経歴書(様式13)

(4) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業当期簿謄本を含む。)又はこれの写し

- (5) 営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書又はその写し
 - (6) 申請者が法人である場合においては、審査基準日(定期又は随時の一般競争資格審査の申請日の直前の営業年度の終了日をいう。以下本節において同じ。)の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記票、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書
 - (7) 納税証明書の写し(申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))
ただし納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- 3 インターネット方式の場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから、資格審査申請用データを作成し送信させ、前項第4号から第7号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。
- なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第7号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。
- 3の2 インターネット方式の場合において、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム(以下「建設関連業システム」という。)に登録され、定期の一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第2項第5号及び第6号に定める書類の添付を省略することができるものとする。
- 4 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、第2項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類、同項第3号及び第6号に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出させるものとする。
- 5 第2項及び第4項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第2項第4号に掲げる書類並びに同項第3号及び第6号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。
- (1) 測量業者(測量法(昭和24年6月3日法律188号)第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)
測量法第55条の8に規定する書類の写し
 - (2) 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - (3) 地質調査登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - (4) 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)
補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

(資格審査の認定)

第24条 競争参加申請者の資格審査は、次の各号に掲げる事項について行い、別に定めるところにより算定する総合点数を付与することとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の各営業年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高
 - (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
 - (3) 審査基準日の前日における業種区分ごとの有資格者数
 - (4) 審査基準日までの営業年数
- 2 総合点数の算定は、前項第1号の審査数値をA、同項第2号の審査数値をB、同項第3号の審査数値をC、同項第4号の審査数値をDとして次の算式によるものとする。
- $$3 \times A + B + 5 \times C + D$$
- 3 前項の規定により、申請者の資格審査を行うときは、希望業種区分ごとに、総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、順位を付して一般競争参加資格があると認定する。

第3章 指名競争契約

(指名競争への準用)

第25条 第1条から前条までの規定は、令第95条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときの資格、申請に必要な書類及びその他の手続き等について準用する。

(指名基準)

第26条 契約担当官等が、令第96条第1項の規定により有資格者名簿に記載された者の中から工事又は測量等の契約に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工事又は測量等の契約を指名競争に付そうとするときは、当該工事又は測量等の予定価格の等級に属する有資格者で予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。
- (2) 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- (3) 契約担当官等は、第1号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- (4) 第1号の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、直近上位又は直近下位の等級に属する有資格者を指名することができる。この場合において、第1号の規定により指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、第1号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の2分の1以上としなければならない。
- (5) 契約担当官等は、指名競争に付する工事契約が、特に緊急を要する工事又は特別な技術、工法等を必要とする工事、若しくは特別な経験を必要とする工事その他特別な理由がある契約であるときは、上位の等級に属する有資格者の中から指名することができる。
- (6) 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無、経営状況及び工事成績、業務又は納入等の成績

ロ 地理的条件

ハ 手持ちの状況

ニ 技術的適性

ホ 安全管理及び労働福祉の状況

附 則 (平成27年3月27日府総会計第316号)

- 1 この要領は、平成27年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 平成27・28年度を有効期間とする一般競争参加資格について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成24年国土交通省告示第523号(以下「改正告示」という。))による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定されている者は、部局長が定める日までに部局長が定める様式により、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができるものとする。
- 3 前項の申請をした者については、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。
- 4 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について平成27・28年度の一般競争参加資格の決定を受けた有資格者は、平成25・26年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 5 第21条第1項の規定に基づき、平成27・28年度の一般競争参加資格の決定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 6 第22条第1項の規定に基づき、平成27・28年度の一般競争参加資格の決定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。
- 7 前3項の希望をした者については、平成27・28年度の一般競争参加資格の決定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成28年9月9日府総会計第929号)

- 1 この通知による改正後の沖縄総合事務局競争参加者選定要領は、平成28年9月9日から施行する。
- 2 第20条第3項(1)ロ中に規定する1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事に関する経営事項審査を受けたときは、とび・土工事業、解体工事の技術者として申請する希望工事種別及びその

他の建設業の技術職員として申請する希望工事種別の1種類を合わせた3までとする。

附 則（平成29年3月16日府総会計第422号）

- 1 この要領は、平成29年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、平成27・28年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 第21条第1項の規定に基づき、平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 第22条第1項の規定に基づき、平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 5 前3項の希望をした者については、平成29・30年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（平成31年3月29日府総会計第414号）

- 1 この要領は、平成31年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、平成29・30年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 第21条第1項の規定に基づき、平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 第22条第1項の規定に基づき、平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 5 前3項の希望をした者については、平成31・32年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和2年10月22日府総会計第1116号）

- 1 この要領は、令和3年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和3年3月22日府総会計第147号）

- 1 この要領は、令和3年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、平成31・32年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 第21条第1項の規定に基づき、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 第22条第1項の規定に基づき、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 5 前3項の希望をした者については、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和4年5月1日府総会計第250号）

- 1 この要領は、令和4年5月1日以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和5年3月22日府総会計第130号）

- 1 この要領は、令和5年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、令和3・4年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 第21条第1項の規定に基づき、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 第22条第1項の規定に基づき、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前

等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。

- 5 前3項の希望をした者については、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和7年1月21日府総会計第560号）

- 1 この要領は、令和6年9月1日以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するものについて、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における第9条第5号の規定の適用については、同号中「第6条第1号の局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「令和4年10月28日」とする。

附 則（令和7年3月19日府総会計第127号）

- 1 この要領は、令和7年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。
- 2 第20条第1項の規定に基づき、等級区分を設けている工事種別について令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、令和5・6年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 3 第21条第1項の規定に基づき、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 4 第22条第1項の規定に基づき、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格者は、従前等級から昇級した場合には、局長が定める日までに従前等級に留まることを申請することができる。
- 5 前3項の希望をした者については、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第13条の規定に基づく通知を行うものとする。

別表

1. 建設工事契約

工事種別	等級	契約予定金額	
一般土木工事	A	8億2,000万円以上	
	B	3億4,000万円以上	8億2,000万円未満
	C	7,000万円以上	3億4,000万円未満
	D	7,000万円未満	
アスファルト舗装工事	A	6,000万円以上	
	B	6,000万円未満	
鋼橋上部工事	制限なし		
造園工事	A	3,000万円以上	
	B	3,000万円未満	
建築工事	A	8億2,000万円以上	
	B	3億4,000万円以上	8億2,000万円未満
	C	7,000万円以上	3億4,000万円未満
	D	7,000万円未満	
木造建築工事	制限なし		
電気設備工事	A	2億3,000万円以上	
	B	6,000万円以上	2億3,000万円未満
	C	6,000万円未満	
暖冷房衛生設備工事	A	2億3,000万円以上	
	B	6,000万円以上	2億3,000万円未満
	C	6,000万円未満	
セメント・コンクリート舗装工事	制限なし		
プレストレスト・コンクリート工事	制限なし		
法面処理工事	制限なし		
塗装工事	制限なし		
維持修繕工事	制限なし		
河川しゅんせつ工事	制限なし		
グラウト工事	制限なし		
杭打工事	制限なし		
さく井工事	制限なし		
プレハブ建築工事	制限なし		
機械設備工事	制限なし		
通信設備工事	制限なし		
受変電設工事	制限なし		
橋梁補修工事	制限なし		

2. 港湾・空港工事契約

工事種別	等級	契約予定金額	
港湾土木工事	A	5億円以上	
	B	1億円以上	5億円未満
	C	1億円未満	
空港等土木工事	A	5億円以上	
	B	1億円以上	5億円未満
	C	1億円未満	
港湾等しゅんせつ工事	A	5億円以上	
	B	1億円以上	5億円未満
	C	1億円未満	
空港等舗装工事	A	1億4,000万円以上	
	B	6,000万円以上	1億4,000万円未満
	C	6,000万円未満	
港湾等鋼構造物工事	A	4,200万円以上	
	B	4,200万円未満	

3. 農林工事契約

工事種別	等級	契約予定金額	
農林土木工事	A	2億7,000万円以上	
	B	1億1,000万円以上	2億7,000万円未満
	C	4,000万円以上	1億1,000万円未満
	D	4,000万円未満	
農林建築工事	A	2億3,000万円以上	
	B	1億1,000万円以上	2億3,000万円未満
	C	4,000万円以上	1億1,000万円未満
	D	4,000万円未満	

4. 測量等の契約

業種区分	契約予定金額
測量	制限なし
建築関係建設コンサルタント業務	制限なし
土木関係建設コンサルタント業務	制限なし
地質調査業務	制限なし
補償関係コンサルタント業務	制限なし

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

記

郵便番号

住 所

商号又は名称 殿

業者コード 受付番号

令和 年 月 日

沖縄総合事務局長

工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると決定しましたので通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

経営事項評価点数は、個々の工事に係る一般競争における競争参加資格の一つとなる場合があります。

経営事項評価点数とは、今回の決定の際に、客観的事項(共通事項)について算定された点数ですが、この経営事項評価点数は29の工事種別ごとについて算定しているのに対し、建設業法上の経営事項審査の総合評点は29の建設工事の種別ごとに算定しているため、経営事項評価点数と経営事項審査の総合評点に差が生じる場合があります。

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類(変更届を含む)は開示の対象となります。(法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。)

有効期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

様式3

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)

令和 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

登録工事種別名

資格認定通知書の
認定年月日・業者コード

令和 年 月 日
第 号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

様式 2

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

令和 年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

業 種 区 分

有効期限 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類（変更届を含む）は開示の対象となります。
（法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）

一般競争(指名競争)参加資格申請書 変更届(測量・建設コンサルタント等業務)

令和 年 月 日

内閣府
沖縄総合事務局長 殿

登録業種名

資格認定通知書の
認定年月日・業者コード
受付番号

令和 年 月 日
第 号

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

府 総 会 計 第 号
府 開 管 理 第 号
令 和 年 月 日

住所
商号又は名称

内閣府沖縄総合事務局長

資 格 取 消 通 知 書

さきに、令和 年 月 日付けをもって競争参加資格がある旨通知しましたが、今回下記の資格については、その認定を取り消しましたので、通知します。

記

工 事 種 別	等級区分

郵便番号
住 所
商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

内閣府沖縄総合事務局長

一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書

先に令和 年 月 日付けをもって一般競争（指名競争）参加資格がある旨通知したが、下記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

記

業 種 区 分

01	1: 新規
	2: 更新

※ 02 受付番号	
-----------	--

※ 03 業者コード	
04 建設業許可番号	

※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明	平成・令和 年 月 日 第 号
-----------------	---------------	--------------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年 月 日において、沖縄総合事務局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

07 本社(店)郵便番号		-		08 法人番号	
--------------	--	---	--	---------	--

フリガナ

09 本社(店)住所	
------------	--

フリガナ

10 商号又は名称	
-----------	--

11 役職	
-------	--

フリガナ

代表者氏名

--

フリガナ

12 担当者氏名

--

13 本社(店)電話番号	
--------------	--

14 担当者電話番号	
(内線番号 <input type="text"/>)	

15 本社(店)FAX番号	
---------------	--

16 電子入札用ICカードの登録番号	
--------------------	--

17 メールアドレス	
------------	--

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人	申請代理人郵便番号
	申請代理人住所
	申請代理人氏名

申請代理人電話番号

19 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率:)
---------	-------------------	------------------------------------	--------------------------------

20 営業年数	<input type="text"/> 年
---------	------------------------

21 総職員数 (人)	<input type="text"/>
----------------	----------------------

22 設立年月日(和暦)	明治 大正 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	昭和 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

23 みなし大企業	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
-----------	--

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号

I 建設工事

24	① 希 望 工 事 種 別	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高(千円)	③ 希 望
完 成 工 事 高	01 一 般 土 木 工 事		
	02 ア ス フ ェ ル ト 舗 装 工 事		
	03 鋼 橋 上 部 工 事		
	04 造 園 工 事		
	05 建 築 工 事		
	06 木 造 建 築 工 事		
	07 電 気 設 備 工 事		
	08 暖 冷 房 衛 生 設 備 工 事		
	09 セメント・コンクリート舗装工事		
	10 プレストレスト・コンクリート工事		
	11 法 面 処 理 工 事		
	12 塗 装 工 事		
	13 維 持 修 繕 工 事		
	14 河 川 し ゅ ん せ つ 工 事		
	15 グ ラ ウ ト 工 事		
	16 杭 打 工 事		
	17 さ く 井 工 事		
	18 プ レ ハ ブ 建 築 工 事		
	19 機 械 設 備 工 事		
	20 通 信 設 備 工 事		
	21 受 変 電 設 備 工 事		
	22 橋 梁 補 修 工 事		
	そ の 他		/
	合 計		

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※ 受付番号	
--------	--

II 港湾・空港工事

24	① 希 望 工 事 種 別	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高(千円)	③ 希望
完 工 高	23 空 港 等 土 木 工 事		
	24 港 湾 土 木 工 事		
	25 港 湾 等 し ゅ ん せ つ 工 事		
	26 空 港 等 舗 装 工 事		
	27 港 湾 等 鋼 構 造 物 工 事		
	そ の 他		
	合 計		

III 農林工事

24	① 希 望 工 事 種 別	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高(千円)	③ 希望
完 工 高	28 農 林 土 木 工 事		
	29 農 林 建 築 工 事		
	そ の 他		
	合 計		

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※ 受付番号

工事分割内訳表

I 建設工事

(単位：千円)

競争参加資格希望 工事種別	建設業法上の建設工事																				※ 合 計				
	一般土木	アスファルト 舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房 衛生	セメント・コン クリート 舗装	プレスト レスト・コン クリート	法面処理	塗装	維持修繕	河川 しゅん せつ	グラウト	杭打	さく井	プレハ ブ建築	機械設備	通信設備		受変電 設備	橋梁補 修	その他	
01 土木一式																								0	
02 建築一式																									0
03 大工																									0
04 左官																									0
05 とび・土工・コンクリート																									0
06 石																									0
07 屋根																									0
08 電気																									0
09 管																									0
10 タイル・れんが・ブロック																									0
11 鋼構造物																									0
12 鉄筋																									0
13 舗装																									0
14 しゅんせつ																									0
15 板金																									0
16 ガラス																									0
17 塗装																									0
18 防水																									0
19 内装仕上																									0
20 機械器具設置																									0
21 熱絶縁																									0
22 電気通信																									0
23 造園																									0
24 さく井																									0
25 建具																									0
26 水道施設																									0
27 消防施設																									0
28 清掃施設																									0
29 解体																									0
その他																									0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載要領

- 1 本表は、総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当局の定める「競争参加資格希望工事種別」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 2 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事種別」を記載すること。
- 3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 4 経営事項審査において計上されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。
なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。

※ 受付番号

工 事 分 割 内 訳 表

II 港湾・空港工事

(単位：千円)

競争参加資格希望 工事種別	競争参加資格希望					※ 合 計
	空港等 土木	港湾土木	港湾等 しゅん せつ	空港等 舗装	港湾等 鋼構造 物	
建設業法上の建設工事						
01 土木一式						0
02 建築一式						0
03 大工						0
04 左官						0
05 とび・土工・コンクリート						0
06 石						0
07 屋根						0
08 電気						0
09 管						0
10 タイル・れんが・ブロック						0
11 鋼構造物						0
12 鉄筋						0
13 舗装						0
14 しゅんせつ						0
15 板金						0
16 ガラス						0
17 塗装						0
18 防水						0
19 内装仕上						0
20 機械器具設置						0
21 熱絶縁						0
22 電気通信						0
23 造園						0
24 さく井						0
25 建具						0
26 水道施設						0
27 消防施設						0
28 清掃施設						0
29 解体						0
その他						0
合 計	0	0	0	0	0	0

III 農林工事

(単位：千円)

競争参加資格希望 工事種別	競争参加資格希望			※ 合 計
	農林土木	農林建築	その他	
建設業法上の建設工事				
01 土木一式				0
02 建築一式				0
03 大工				0
04 左官				0
05 とび・土工・コンクリート				0
06 石				0
07 屋根				0
08 電気				0
09 管				0
10 タイル・れんが・ブロック				0
11 鋼構造物				0
12 鉄筋				0
13 舗装				0
14 しゅんせつ				0
15 板金				0
16 ガラス				0
17 塗装				0
18 防水				0
19 内装仕上				0
20 機械器具設置				0
21 熱絶縁				0
22 電気通信				0
23 造園				0
24 さく井				0
25 建具				0
26 水道施設				0
27 消防施設				0
28 清掃施設				0
29 解体				0
その他				0
合 計	0	0	0	0

記載要領

- 本表は、総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当局の定める「競争参加資格希望希望工事種別」に分割し又は合算して申請する場合に作成すること。
- 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工事種別」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事種別」を記載すること。
- 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 経営事項審査において計上されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。
なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。

※受付番号

業 態 調 書 (そ の 1)

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

1 建設業許可番号 - 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

2 建設業許可番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)	建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

役員兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【記載要領】

- 本調書は、申請日現在で作成すること。
- 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。
- 役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通り。

取締役イ: 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 取締役ロ: 指名委員会等設置会社における取締役
 取締役ハ: 社外取締役
 取締役ニ: 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 取締役ホ: 上記イからニに掲げる者以外の取締役

※受付番号

業 態 調 書 (そ の 2)

有資格技術職員内訳

施 工 管 理 技 術 士	検 定 種 目	級別・種別・資格区分コード	人 数
	建設機械施工管理技士	一 級	
二 級			212
土木施工管理技士	一 級		113
	二 級	土木	214
		鋼構造物塗装	215
		薬液注入	216
建築施工管理技士	一 級		120
	二 級	建築	221
		躯体	222
		仕上げ	223
電気工事施工管理技士	一 級		127
	二 級		228
管工事施工管理技士	一 級		129
	二 級		230
電気通信工事施工管理技士	一 級		131
	二 級		232
造園施工管理技士	一 級		133
	二 級		234

技 術 士 等	技術部門	選択科目・資格区分コード	人 数
	術	建設	「鋼構造及びコンクリート」
その他			141
農業		「農業農村工学」	143
電気電子部門		—	144
機械		「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146
		その他	145
上下水道		「上水道及び工業用水道」	148
		その他	147
森林		「林業・林産」	150
		「森林土木」	151
衛生工学		「水質管理」	153
		「廃棄物・資源管理」	154
	その他	152	
建築士等	建築士	一級建築士	137
		二級建築士	238
		木造建築士	239
建築設備士	—	62	

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	
実 人 数	

技 術 士	技術部門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コ ー ド	人 数
	術	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」
建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」			41
「農業農村工学」			43
電気電子部門に係る選択科目			44
「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」			46
機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの			45
「上水道及び工業用水道」			48
上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの			47
「林業・林産」			50
「森林土木」			51
「水質管理」			53
「廃棄物・資源管理」			54
衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源管理」以外のもの			52

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の 所 持 者 数	
登録基幹技能者講習修了証の 所 持 者 数	

記載要領

- ※ 「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員
の資格の内訳について記載すること。
- ※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別紙二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載
されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。
※ **令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。**
- ※ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、
雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労務者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限るものとする。

※ 受付番号

業 態 調 書 (そ の 3)

4 設備工事比率(%)	
電気設備工事における屋内工事の比率	
暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率	

6 港湾・空港工事に関する専門技術者状況	
登録海上起重基幹技能者	人
海上起重作業管理技士	人

5 希望する工事の内容									
工事種別	希望順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
1	一般土木工事								
7	電気設備工事			/	/	/	/	/	/
10	プレストレスト・コンクリート工事			/	/	/	/	/	/
11	法面処理工事			/	/	/	/	/	/
12	塗装工事			/	/	/	/	/	/
13	維持修繕工事			/	/	/	/	/	/
16	杭打工事			/	/	/	/	/	/
19	機械設備工事			/	/	/	/	/	/
20	通信設備工事			/	/	/	/	/	/
21	受変電設備工事			/	/	/	/	/	/
28	農林土木工事			/	/	/	/	/	/

7 港湾工事用作業船保有状況						
能力	内容	単位	数 量			
			自社保有	共有船舶	借上船舶	合 計
掘削力	浚渫船	m ³ /h (浚渫能力)				
揚土力	揚土船	m ³ /h (揚土能力)				
築造力	起重機船(15t吊以上)	t (吊荷重)				
杭打力	杭打船	PS (主機馬力)				
製作力	ケーソン製作 作業台船	t (揚荷能力)				
地盤改良力	地盤改良船	隻数				
砕岩力	砕岩船	隻数				
—	その他特殊船	隻数				
—	環境性能の高い 作業船	隻数				

記載要領
「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に対応するコードを希望順位の順番に記載すること。

工事種別	コード	希望する工事の内容	工事種別	コード	希望する工事の内容
一般土木	A	河川・海岸	杭打	A	既製杭
	B	道路		B	場所打ちコンクリート杭
	C	構造物	機械設備	A	水門設備
	D	砂防・地すべり防止		B	ポンプ設備
	E	トンネル		C	換気設備
	F	ダム		D	ダム施工機械設備
	G	軟弱地盤		E	昇降機設備
	H	都市土木		F	消・融雪設備
電気設備	A	建設電気設備		G	その他
	B	建築電気設備		通信設備	A
プレストレスト・コンクリート	A	プレテンション	B		防災・情報表示設備
	B	ポストテンション	C		有線通信線路
法面処理	A	アンカー工	D		鉄塔・反射板
	B	その他	受変電設備	A	受変電設備
塗装	A	建物塗装		B	発電設備
	B	橋梁塗装・水門扉塗装		C	その他の電源設備
	C	区画線	農林土木	A	用排水路・河川
	D	その他		B	管水路・畑かん施設
維持修繕	A	舗装維持		C	ほ場整備・農用地造成
	B	舗装以外の道路維持		D	トンネル
	C	河川維持		E	農道
	D	道路清掃作業			
	E	その他			

8 農林工事に関する専門技術者状況	
農業部門専門技術職員	人 数
技術士補(農業部門)	
畑地かんがい技士	
畑地かんがい技士補	

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 04 の規模	05 適格組 合証明	平成・令和	年	月	日	号
	2: 更新									

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

令和7・8年度において、内閣府沖縄総合事務局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 内閣府
 沖縄総合事務局長 殿

06 本社(店)郵便番号 - 07 法人番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号

13 担当者電話番号

(内線番号)

14 本社(店)FAX番号

15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)

17 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人電話番号

申請代理人氏 名

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	号	年 月 日	建築士事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日
地質調査業者	号	年 月 日	補償コンサルタント	号	年 月 日	不動産鑑定業者	号	年 月 日
土地家屋調査士	号	年 月 日	司法書士	号	年 月 日	計量証明事業者	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日		号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日
 昭和 平成
 令和

20 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号		※ 業者コード	
--------	--	---------	--

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																補償コンサルタント業務													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
海岸・河川、砂防及び	港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び	上下水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地質	基礎及び	鋼構造及び	トンネル	施工計画、施工	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・	事業損失	補償関連	総合補償

24 自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 株式引受権	
⑤ 計 (P)		

25 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)	
26 貸借対照表	① 流動資産(千円) (m)	
	② 流動負債(千円) (n)	
	③ 固定資産(千円) (Q)	
	④ 総資本額(千円) (R)	

28 外資状況	1 外国籍会社 [国名 : _____]	3 日本国籍会社 [国名 : _____]
	2 日本国籍会社 [国名 : _____] (外資比率 : _____ %)	[国名 : _____] (外資比率 : _____ %)

27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)		(%)
	② 流動比率 (m/n×100)		(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)		(%)

29 営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休業期間又は 転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	年

30 常勤職員の数 (人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等

※ ⑤は④の内数

※ 受付番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (測量・建設コンサルタント等)

測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)における企業ID

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コード

(8桁又は10桁)

(8桁)

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務	測量業務										建築関係建設コンサルタント業務										土木関係建設コンサルタント業務										地質調査	補償関係コンサルタント業務											
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理(建築)	工事監理(電気)	工事監理(機械)	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	建設コンサルタント										交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理	補償コンサルタント					不動産鑑定
																			河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木										廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	
登録																																											
希望																																											

記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
- 3 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
- 4 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

※受付番号

※業者コード

業 態 調 書 (測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等)

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

1 法人番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

2 法人番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称

本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの)

法人番号	商号又は名称(40文字以内)	法人番号	商号又は名称(40文字以内)
1	<input type="text"/>	11	<input type="text"/>
2	<input type="text"/>	12	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	13	<input type="text"/>
4	<input type="text"/>	14	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	15	<input type="text"/>
6	<input type="text"/>	16	<input type="text"/>
7	<input type="text"/>	17	<input type="text"/>
8	<input type="text"/>	18	<input type="text"/>
9	<input type="text"/>	19	<input type="text"/>
10	<input type="text"/>	20	<input type="text"/>

役員の兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
4	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
6	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
7	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
8	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
9	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
10	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

【記載要領】

- 本調書は、申請日現在で作成すること。
- 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については内閣府沖繩総合事務局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。
- 役員の兼任に関する事項については、内閣府沖繩総合事務局が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通り。
 取締役イ: 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 取締役ロ: 指名委員会等設置会社における取締役
 取締役ハ: 社外取締役
 取締役ニ: 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 取締役ホ: 上記イからニに掲げる者以外の取締役

